ミツバ健康保険組合 健診受診等に関する確認書 (対象:配偶者である被扶養者)

ミツバ健康保険組合に被扶養者として加入するにあたり、以下の事項を確認しました。

記

- 1. 特定健康診査受診と市町村の実施するがん検診の積極的受診
- 2. ミツバ健康保険組合の契約医療機関以外で受診した場合の健診結果の写しの提出
- 3. 保健事業 (特定保健指導、重症化予防対策) 等への積極的参加
- 4. 保険給付費適正化対策への協力
- 5. 健康診断及び特定保健指導への参加案内及び参加勧奨等を被保険者経由で行うこと
- 6. 被扶養者認定基準を満たさなくなった場合の速やかな届出および資格確認書等の返還

※上記詳細は裏面を参照ください。

□上記の確認事項を理解した上で健康管理に努めます。 (□に☑をお願いします)					
		年	月	日	
(被保険者)					
所属事業所	社員番	备号			
氏名(自署) (被扶養者) 氏名(自署) 連絡先 電話番号 メールアドレス ※ご記入いただいた情報は、個人情報保護法に基づき収集及で	7、《答: 田1、七	- - -			

注意事項

- ・各事項の内容を確認の上、被保険者(社員)および被扶養者それぞれご署名ください。
- ・連絡先は、保健事業の案内や健康診断受診とその後のご連絡をする際に使用します。
- ・必ず確認書の控えを取りお手元に保管してください。

確認書の内容について

- 1. 特定健康診査受診と市町村の実施するがん検診の積極的受診
 - (1)特定健康診査・特定保健指導制度により $40\sim74$ 歳までの方は自己負担のない特定健康診査(以下、特定健診という)の対象になります。出産・入院・海外帯同等やむを得ない事由を除き、積極的な受診をお願いします。
 - (2) ミツバ健康保険組合(以下、健保組合という)では、特定健診より充実した検査項目の人間ドック(対象:40歳以上)・生活習慣病健診(対象:35歳以上)を健保組合の契約健診機関で実施しています。毎年10月頃、被保険者宛に翌年度の人間ドック及び生活習慣病健診の予約案内を展開します。受診を希望される方は、被保険者を通じてお申し込みください。なお、上記健診の予約をされなかった方は、健保組合に「特定健康診査受診券(セット券)」を申請することで、特定性診りを発力することが可能です。
 - 定健診を受診することが可能です。
 (3) 市町村で実施するがん検診(胃がん・大腸がん・肺がん・乳がん・子宮がん)についても、積極的な受診をお願いします。(人間ドック受診者を除く)
- 2. ミツバ健康保険組合の契約医療機関以外で受診した場合の健診結果の写しの提出 健保組合契約医療機関以外で人間ドック・生活習慣病健診を受診した場合は、健診結果のコピーを健保組合に提出してください。特定健康診査の項目を全て満たした健診結果を提出いただいた方に被保険者の Pep Up (ペップアップ)にポイントを付与します。(対象:40歳以上)
- 3. 保健事業(特定保健指導、重症化予防対策)への積極的参加
 - (1) 特定保健指導

特定健診の結果で生活習慣病のリスクがある方に対し、生活習慣改善のサポートを行います。対象となった 方については健保組合に「特定保健指導利用券申請書」を申請いただくことで、自己負担なく受けていただ く事が可能です。ご自身の健康の維持増進のために積極的な参加をお願いします。

(2) 重症化予防対策 健診結果から再検査・治療が必要と判断された方に対し、再検査受診等のフォローをしています。ご案内が届きま したら速やかに受診し、ご自身の生活習慣改善に積極的に取り組んで下さい。

- 4. 保険給付費適正化対策への協力
 - (1) 皆様にご負担いただく健康保険料を有意義に活用するために、適正な医療機関の受診をお願いします。以下のような受診はご自身の健康にも影響し、健保組合の財政を圧迫することがあります。
 - ・重複受診:受診のたびに初診料がかかり、治療や薬の重複で体に負担がかかります。
 - ・時間外受診:割増しが発生します。やむを得ない場合以外は時間内の受診をお願いします。
 - ・重複服薬/多剤服薬:薬の本来の効果が発揮されないばかりか、重い副作用や症状の悪化が促進され、重篤な健康状態を招く恐れがあります。
 - (2) お薬にジェネリック医薬品がある場合、極力ジェネリック医薬品の使用をお願いします。
 - (3) ケガの原因により健康保険を使用できない場合があります。ケガの原因や状況の確認のため健保組合から照会書(負傷届)をお送りすることがありますので、回答をお願いします。 交通事故など「第三者の行為でケガ」をし、健康保険を使って医療機関で治療を受ける場合は「第三者行為による 傷病届」を事前に提出いただく必要があります。
 - (4)整骨院・接骨院の施術は健康保険を使用できる範囲が決められています。後日、施術内容や施術経過、負傷原因等の確認のため照会書をお送りすることがあります。
 - (5) 「国の公費負担医療制度や市町村の医療費助成制度」による患者窓口負担額に対する助成と「健保組合の付加給付」は重複して受給することができません。重複給付があった場合は返還請求をさせていただくことがあります。国または市町村等から医療費助成を受けられている方は、事前に健保組合までご連絡ください。(乳幼児医療及び子ども医療費助成該当者は除く)

保険料を適正に活用するため、照会業務へのご理解とご協力をお願いします。

- 5. 健康診断および特定保健指導への参加案内及び参加勧奨等を被保険者経由で行うこと 保健事業に関するご案内を被保険者経由、または被扶養者様に直接行う場合があります。
- 6. 被扶養者認定基準を満たさなくなった場合の速やかな届出および資格確認書等の返還
 - (1) 就職や収入基準を超えた等で被扶養者認定基準を満たさなくなった場合は、被扶養者資格を喪失して健保組合 発行の資格確認書等は使用できません。
 - (2) 資格喪失以降に資格確認書等を使用した場合は、医療費の返還請求をさせていただきます。

以上ご理解とご協力をお願いします。

詳細はミツバ健康保険組合のホームページを参照ください。外部からも閲覧可能です

